教職調整額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 （算定方法） 支給月額 ＝ 給料月額 × ４／100	―	―	―
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 （算定方法） 支給月額 ＝ （給料月額 ＋ 扶養手当） × 支給率 （支給率） 学校ごとに２／100又は４／100の率（へき地手当に準ずる手当は１／100）	同じ	―	―
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 （支給額） 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円	同じ	―	―
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 （支給月額） その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内	―	―	―
救急医療機関勤務臨時手当	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に支給。 看護師　月額10,300円 看護師以外　月額2,500円	異なる	病院事業のみ支給	（総　額）7,791千円 （職員数）2,047人 （平　均）3,806円

（注）「令和７年度支給実績」欄の「（総額）」は令和７年度年間支給総額を、「（職員数）」は令和７年度支給職員数（一部は、令和７年４月１日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員１人当たりの平均支給年額を表します。

４　職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

（１）　職員の勤務時間（令和８年４月１日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難い場合には別に勤務時間を定めています。

１週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前８時30分	午後５時15分	正午から午後１時まで

（２）　職員の年次有給休暇の取得状況（令和７年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員１人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区　　分	令和７年	令和６年
一般行政職員	13.4日	13.7日
教　　員	14.2日	15.4日
警　察　官	13.5日	14.9日

（注）　一般行政職員は、知事部局の状況です。

（３）　職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（令和７年度）

職員１人当たりの１月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区　　分	令和７年度	令和６年度
一般行政職員	13.5時間	13.2時間
警　察　官	19.7時間	19.9時間

（注）１　一般行政職員は、知事部局の状況です。

２　教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

（４）　特別休暇等の制度概要（令和８年４月１日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇（有給）	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員又は配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹が犯罪被害を受けたことにより、勤務しないことが相当であると認められるとき	その都度必要と認める期間（ただし、心身の故障により勤務が著しく困難である場合及び犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合は一の犯罪被害について5日以内（看護を要する配偶者等が2人以上の場合は10日以内））	国は、制度なし
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外

	職員が自発的に、地域に貢献する活動を行う場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	結婚の場合	１週間以内	国は、連続する５日の範囲内
	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において６日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間（体外受精又は顕微授精等が含まれる場合にあっては、10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間）	国は、５日の範囲内（体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内）
	妊娠中又は産後１年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ１日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日につき１時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	２週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	８週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、６週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間	国と同じ
	職員が生後満１年６月に達しない生児を育てる場合	１日２回各45分以内の期間	国は、生後１年に達しない子について、１日２回各30分以内
	（１）生理日のため勤務が著しく困難である場合 （２）生理に伴う症状の改善に係る通院のため勤務しないことが相当である場合	（１）その都度必要と認める期間 （２）一の年において５日	国は、病気休暇扱い
	更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	妻の出産の場合	３日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、２日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	・15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子の看護又は学校行事への参加若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその子の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ・15歳に達する日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子で２週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし又は疾病にかかった子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において10日（子が２人以上の場合は15日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 ※15歳に達する日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子で２週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし又は疾病にかかった子は一の年において５日（２人以上の場合は10日）	国は、小学校就学前の子の看護が対象
	配偶者又は２親等以内の親族の看護を行う職員が当該看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	職員が、要介護者の介護等の世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日（要介護者が２人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合７日（鳥取県は、10日）
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について１日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の６月から10月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間	国は、連続する３日の範囲内
	感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）。
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	１週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ

	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）	国と同じ（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする期間内において、3回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、１日につき２時間の範囲内で必要と認められる期間	国は上限３年間（鳥取県は上限なし）
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	４年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし
	職員が、中学校修了前の子（障がいのある子は、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合（育児部分休業を承認された者を除く）	勤務時間内において１日につき２時間以内または一の年において１０日以内	国は、制度なし

（５） 修学部分休業の状況（令和７年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、２年を超えない範囲で部分休業（１週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。

（単位:件）

区　　分	一般行政職員	教　　員	警　察　官	計
取得件数	0	0	0	0
期間延長件数	0	0	0	0
失効、取消	0	0	0	0

（６） 育児休業の状況（令和７年度）

養育する子が３歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

（単位:件）

区　　分	一般行政職員		教　　員		警　察　官		計	
	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性
取得件数	82	121	52	99	35	16	169	236
期間延長件数	6	26	0	32	0	1	6	59
失効、取消	2	46	0	30	0	1	2	77

（７） 旅費の制度の概要（令和８年４月１日現在）

職員が出張等した場合は、旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当を支給します。

		知事、副知事、政策統轄監及び議会の議員	左記以外の者
宿泊費基準額（１夜につき）	東京都	27,000円	21,000円
	京都府	26,000円	20,000円
	千葉県、兵庫県、福岡県	22,000円	17,000円
	埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	21,000円	16,000円
	北海道、香川県	20,000円	15,000円
	岡山県、広島県、熊本県	18,000円	14,000円
	山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	17,000円	13,000円
	青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	16,000円	12,000円
	秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	14,000円	11,000円
	岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	13,000円	10,000円
	福島県、鳥取県、山口県	12,000円	9,000円
宿泊手当（１夜につき）		2,400円	

（注）　宿泊費基準額は、宿泊地ごとの上限額であり、その範囲内で実費を支給します。ただし、特別な事情が認められる場合は、当該基準額を超える宿泊費を支給します。

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１） 職員の分限の件数（令和７年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の３種類があります。

（単位:件）

区　　分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	189	0	0	189
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	189	0	0	189
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教　　員	173	0	0	173
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	172	0	0	172
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
警　察　官	15	0	0	15
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	15	0	0	15
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	377	0	0	377
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	376	0	0	376
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1

（注）処分件数は、休職の更新などにより、１名が２回以上処分される場合があります。